

主 文
本件について再審を開始する。
理 由

目 次

- 第一、 本件再審請求の趣意
- 第二、 本件事案の概要と従前の再審請求との関係
- 第三、 本件事案の処理上考慮すべき基本的な問題点
- 第四、 原判決の有罪認定の証拠上の構成
- 第五、 請求人提出、援用の「あらたな証拠」のうち、A 1 意見書、同鑑定書、A 2 鑑定書、A 3 鑑定書、A 4 鑑定書、A 1、A 2 各証人尋問調書について
 - 一、 本件兇器について
 - (一) 原判決の認定する兇器
 - (二) 原判決の認定する兇器「押切、藁切」の性状、形態
 - (三) A 1 意見書、同鑑定書、A 2 鑑定書、A 1、A 2 各証人尋問調書の検討
 - (A) 本件被害者B 1の創傷の部位、程度
 - (B) A 2 鑑定
 - (C) A 1 鑑定
 - (D) A 3、A 4 鑑定
 - (E) 右A 2、A 1 鑑定の評価と右A 3、A 4 鑑定との関係
 - 二、 A 5の血痕鑑定について
 - (一) 本件筒袖衣服の押収の時期
 - (二) A 5 鑑定の経緯、方法
 - (三) A 1 意見書、同鑑定書、A 2 鑑定書、A 3 鑑定書、A 4 鑑定書、A 1、A 2 各証人尋問調書の検討
 - (A) 「人血」であるとするA 5 鑑定の当否
 - (B) 「血痕」であるとするA 5 鑑定の当否
- 第六、 原判決の有罪認定につき考慮すべきその他の関係
 - 一、 C 1の供述の信用性
 - (一) 原一、二審判決の記載に現われたC 1の供述の疑念
 - (二) D 1 夫婦逮捕の一件
 - 二、 請求人の本件事件当時から今日までの行動
- 第七、 結論

本 文

- 第一、 本件再審請求の趣意
本件再審請求の趣意は、弁護士藤堂真二、同原田香留夫、元弁護士星野民雄、同鈴木惣三郎共同作成名義の再審請求書及び請求人、弁護士藤堂真二、同原田香留夫共同作成名義の意見要旨（昭和五一年五月一九日付）記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。その要旨は次のとおりである。つまり、
請求人は大正五年八月四日広島控訴院で、請求人がC 1と共謀のうへ大正四年七月一日午前一時ころ山口県豊浦郡a村B 1方に所持金窃取の目的で侵入し、覚醒した同人を逮捕を免れるため殺害したという住居侵入、殺人、強盗致死の罪（以下単に強盗殺人という）を犯したとして、無期懲役に処せられ、請求人はこれに対し上告申立をしたが、これも大正五年一月七日同棄却となり、右有罪判決は即日確定するに至ったものである。しかしながら、請求人は右犯行には毛一筋も関与しておらず、全くの冤罪であるから、これらを明らかにするため以下の理由で右再審開始の決定を求めべく本件請求に及んだというのであり、そして同理由とするところは、種々主張しているが結局、いずれも旧刑事訴訟法（大正一一年法律第七五号、以下単に旧刑訴法という）四八五条六号所定の「無罪ヲ言渡スヘキ明確ナル証拠ヲ新ニ発見シタル」ことを主張するものと解される。その主張する要証事実と新証拠は以下のとおりである。
 - (一) (1)、被害者B 1の受けた創傷は、原確定判決（以下単に原判決という）が兇器とする「押切」等相当重量のある刃器によるものでないこと、(2)、原判決挙示のA 5の鑑定書中、当時請求人が着用していたとされている「証第九号筒袖衣服」の表面に附着する斑点は「血痕ニシテ」「人血ナリ」とする鑑定は誤りであること、(3)、原判決挙示のC 1の豫審尋問調書中の供述記載には信憑性のないこと、を立証するあらたな証拠として、
 - 1、 A 1作成の昭和五〇年五月三十一日付意見書（以下単にA 1意見書と略称）
 - 2、 同人作成の同年八月二六日付鑑定書（以下単にA 1鑑定書と略称）

- 3、 A 2 作成の同年一月三日付鑑定書（以下単に A 2 鑑定書と略称）
 - 4、 当裁判所の A 1 証人尋問調書
 - 5、 同 A 2 証人尋問調書
 - 6、 A 3 作成の昭和五年三月二三日付鑑定書（右（2）の関係のみ）（以下単に A 3 鑑定書と略称）
 - 7、 A 4 作成の同年四月二二日付鑑定書（右（2）の関係のみ）（以下単に A 4 鑑定書と略称）
- （二） 精神医学、心理学的側面からして、（1）請求人が終始犯行を否定し無実を主張するのは、事実に基づくもので単なる妄想ではないこと、（2）C 1 の述べるところは虚偽であること、を立証するあらたな証拠として、
- 1、 D 2 作成の昭和五〇年八月三〇日付鑑定書
 - 2、 当裁判所の D 2 証人尋問調書
 - 3、 E 1 作成の昭和五年二月一日付意見書（ロールシヤツハテスト所見も含む）
 - 4、 当裁判所の D 3 証人尋問調書（右（2）の関係のみ）
- （三） 本件現場状況、地理的關係等からして原判示の C 1 の供述は信用できないことを立証するあらたな証拠として、
- 1、 弁護士藤堂真二作成の昭和五〇年一月一三日付検証調書
 - 2、 当裁判所の検証調書（現場）
- （四） その他、（1）本件につき、C 1 には動機があるが、請求人には動機がないこと、（2）請求人が捜査当初より今日まで一貫して無実を主張していること、を立証するあらたな証拠として、
- 1、 当裁判所における請求人の供述（請求人尋問調書）
 - 2、 大正五年一月二六日付同年二月九日付 E 2 新聞紙（右（1）の関係のみ）
 - 3、 請求人の身分帳簿中巡閲官に情願し却下された告知書（右（2）の関係のみ、以下 8 まで同じ）
 - 4、 E 3 作成の昭和三九年二月二八日付供述書
 - 5、 第一次再審請求記録（当庁昭和三八年（お）第一号）中の請求人の供述速記録
 - 6、 請求人作成の昭和四五年九月三〇日付法務大臣宛嘆願書
 - 7、 請求人作成の再審事件特別日誌と記録昭和三八年三月と題するノートブック
- 8、 日弁連、F 1、F 2 その他多数弁護士、医師等と請求人との往復文書
- 第二、 本件事案の概要と従前の再審請求との関係
- 本件再審請求事件記録及び従前の再審請求事件各記録によると、本件は、請求人が前記のとおり大正四年七月一日午前一時ころ C 1 とともに強盗殺人を犯したとすることで、当初大正五年二月一四日一審山口地方裁判所で右両名とも各無期懲役に処せられ、次いで請求人より無罪を主張し、また原審検事より右両名につき量刑軽きに失するとの主張で広島控訴院に各控訴したが、同控訴院は右両主張とも採用できないとし、ただ法令適用において右一審判決は住居侵入の所為を認め、がらその擬律を遺脱した違法があるとして右一審判決を取消して改めて請求人、C 1 の両名につき各無期懲役に処する旨の判決言渡をし、その後請求人はさらに右無罪を主張して上告したが、大正五年一月七日大審院で上告棄却の判決がなされ、同判決は即日確定するに至ったものであるところ、請求人は同日から服役することとなり、広島刑務所、三池刑務所、久留米少年刑務所等約一四年一ヶ月の間服役の後昭和五年一月二日六日仮出所となったものであり、請求人は本件事件当時二三才、現在は八四才ですでに当時から六〇年もの歳月を閲し、右事件関係記録も後述するとおり原一、二審と上告審の各判決書があるほかは全く残存しない現状であることが明らかである。
- そして、右請求人の従前の各本件再審請求事件記録によると、請求人は今回の本件再審請求前すでに五回も当庁に再審請求をなしいずれも同請求棄却となつてい事実が明らかであるところ、これをかりに日時に従い順次第一次から第五次として示すと、（一）昭和三八年三月第一次再審請求（当庁昭和三八年（お）第一号）、（二）昭和四〇年六月第二次再審請求（当庁昭和四〇年（お）第二号）、（三）昭和四二年二月第三次再審請求（当庁昭和四二年（お）第一号）、（四）昭和四五年五月第四次再審請求（当庁昭和四五年（お）第一号）、（五）昭和四九年六月第五次再審請求（当庁昭和四九年（お）第二号）となり、本件再審請求は右第六次再審請求という関係になるものであることが明らかである。ところで、右各記録による

であり、本件再審請求の關係でも当裁判所は弁護人、檢察官双方を介し、右殘存記
録の搜索方に鋭意努めたが、わずかに後述する本件豫審終結決定全文を掲載し、右殘存記
遂に一片の殘存資料も見出しえなかつた。ただ幸い、右原一審判決の控訴審判決、原
判判決が、はたしてどのような証拠に基きどのような経過で有罪認定に至つたものと
かについては相当程度の推論が可能とはいへる。しかし元來、判決書によつて、また心づ
いても、すべての証拠を漏れなく網羅しうるものでもないから、訴訟記録に基づ
証形成の過程も完全に文面に表示しうる性質のものでもないから、訴訟記録に基づ
かないで右判決書の記載のみにより推論をなす場合は、同記載から余程明確に推知
しうるような場合のほか、原判決の立場に立つて、合理的に考えられる請求人に利
益、不利益なあらゆる面からの十分な検討を加え、あらたな証拠との關係で、前記
いわゆる「明白性」の判断に慎重を期さないと不当な結果となる。ただし、相当
に記録がないということのみで、常に請求人に不利益な結果になるといふのも相当
でなく、本件のごとき原判決書三通のほか、他に記録のないような場合右記録以外
の資料により、本件記録により明らかにしうるようなことを補充立証できるかとい
う点につき考へてみる必要がある（旧刑訴法六四條、現行刑訴法五二條）。本件で
は、弁護人、檢察官双方から、本件あらたな証拠といふことのほかには、原確定
多様な資料が提出され、たしかにこれらを使用を安易に容認することは、原確定
決における裁判及び立証の構造に混乱を生ぜしめるおそれもあり問題である。しか
し、原確定記録によらなければ常に原判決の認定に關連する諸事実その他原訴訟及
び捜査手続等の關係事実につき、他の資料による立証を全く許さないとこのこと
なると、もし偶々右記録の全部もしくは一部が焼失、盗難、紛失等の事情で無くな
つたような場合、これら全く請求人に關係のない偶然的事情によつて記録のある場
合に比し請求人に不当に不利益な結果を招来する事態の発生も考へられ、他面、右
立証を認めたとしても、右資料の証拠価値に十分配意し、同証明にも本件の記録に
よる証明に比する程度に厳格を期するといふことであれば、格別の弊害があるとも
考へられないところで、特に記録のない場合に限り、かつ再審請求理由の判断に必
要な限度では右立証を認めるべきものと解される（本件では、特に弁護人、檢察官
双方から同一内容の当時の各新聞一山口県立図書館保管のものが提出されている
が、その性質に依り立証事項を限定し、また他の資料の証明力を補充する程度では
十分使用可能と考へる）。

なお次に、右最高裁判決定によると、「明らかな」証拠とは、他の全証拠との総合
的評価の下で右証拠が確定判決の認定に合理的疑を生ぜしめる程度のものであるか
により判断すべきものとされているが、この点はさらに具体的には、原確定判決の
認定する事実及びその基礎となつた証拠の内容、その立証の程度、構造に依り、こ
れらとの關係であらたな証拠について要求される前記いわゆる「明白性」の程度も
自ら異なつてくることとなることを意味するものとみられる。有罪認定のためにあ
らゆる合理的疑を解消する程度の立証といつても、実際には右疑を解消してないお
りある程度に多くの証拠資料の整つていような場合から、必ずしもそうでない場
合に至るまで立証の程度、構造、態様は多様で、これらとの關係ではあつたな証拠
の右有罪認定に及ぼす影響の程度も一樣でないといふからである。本件の場
合、詳細は後述するとして、原判決が請求人につき有罪認定をなした証拠上の主要
な柱は、共犯者C1の供述とA5鑑定である。しかし、右C1の供述は、原判決の
記載自体に徴しても多くの疑をいだかせる余地のある類のものである。うへ、兇器に
關する点、請求人の着衣に關する点がその供述のうちで信用性に關する重要な地
を占め、その他右有罪認定の立証の構造等からすると、本件再審請求理由として
後記各鑑定が及ぼしうる影響はきわめて大きいといふところである。こ
の点本件再審請求理由の判断につき閑却しえないところといへよう。

そして次に、旧刑訴法四八五條六号所定の「新二発見シタル」証拠とは、原訴訟
手続に現われたすべての証拠資料以外の資料であつて、原訴訟手続当時請求人自身
がその存在を知らなかつたものを意味するものであることはいふまでもないところ
である。ただこの場合、請求人自身右存在を知つていても、当時、これを容易に取
調請求できない立場にあつたとか、あるいはその取調を請求したが、原裁判所
れられなかつたような場合も、右「新二発見シタル」証拠に含まれると解する
には、右文言上異論がある。しかしこれはともかく、右知つていたとは、請求人
においてその証拠資料の態様、内容をある程度具体的に確知していた場合を意味
ものと解すべく、ごく一般的にそれらしいものの存在を予想していた程度にすぎ

検察官に対する各供述調書、検察事務官作成の昭和五一年一月二六日付「藁切写真撮影報告書」、同「押切並びに藁切写真撮影報告書」、検察事務官作成の昭和五一年二月二〇日付「藁切写真撮影報告書」、検察官、請求人提出の各種わら切り、押し切り（当庁昭和五一年押第六号の一ないし三、六ないし一四、以下単に符何号と略称）の存在等によると、大正四年の本件当時の請求人方附近一帯で用いられていたとみられるものについて、押切、藁切はその作成の鍛冶職によつて異なり、特にならぬその刃部の形状はかなり多種多様であつたと推知されるが本件の兇器として考へる場合には、まず、刃部に柄もなく下の木の台に固定してあつて取りはずしの容易でない形のいわゆる「押切」より木製の柄があつて取りはずしのきわめて容易な「藁切」の方がはるかに合理性に富み、右「押切」を右兇器と考へる可能性はほぼ皆無とみていいように思える。しかしこれはともかく、右各関係資料によると右藁切、押切の形状等は、特に刃部につきその先端が直角、三角形状にとがつたもの、あるいはそうでなく丸くなつた形のものなど、その形状においてたしかに多様ではあるが、しかしまずその形状は、おおむね全長約六〇センチメートルで藁切については刃部に木製の長さ約二〇（一九ないし二七）センチメートル程度の柄がついており、刃部の形状はほぼ長方形をなし、その刃渡り約四〇（三六ないし四三）センチメートル、刃幅（最高部、ほぼ中央）約一〇センチメートル程度のものであつたと認められ、その長さ、幅、形状について多少の違いはあるが、後記鑑定との関係でその兇器としての性状を考へるうえでは、右刃部先端の形状に若干の問題があるほかに、鋭利な刃物とみられる以上右違いは大同小異であるといえる。そして問題は右重量の関係であるが右関係資料によると、柄を含めた刃部の全重量は一番軽いので六〇〇グラム程度、重いので一、五〇〇グラム程度でその間かなりの軽重があるが（普通八〇〇から一、〇〇〇グラム程度）、少くとも右柄を含めた全重量は、まず六〇〇グラム程度を下ることはないと思われ、このことはその形状、大きさ等から想定される刃部金属片自体の重さを考へるとき、十分首肯しうるところといえよう。ちなみに、重量は普通の家庭用各種庖丁の類でおおむね二〇〇グラム前後のものである。その形状、重量において右大方の範疇を逸脱するようなものは最早通常用語の意味に従つた藁切、押切の概念に包摂できないものであつて、原判決も藁切、押切、またこれに類似するものとしては、ほぼ右範囲内のものを念頭にいたものとみざるをえない。

(三) A 1 意見書、同鑑定書、A 2 鑑定書、A 1、A 2 各証人尋問調書の検討

(A) 本件被害者B 1の創傷の部位、程度

原一、二審判決書中A 6 医師の検案書（大正四年七月一二日死体解剖）によると、本件被害者B 1の受た創傷は全部で二三箇所あり、その内容は、

「(イ)、 頭部二九箇所ノ創傷アリ、内一個ハ皮下二、二個ハ骨膜二、六個ハ骨質ニ達スルノ 深サアリ

(ロ)、 顔面ニ深サ皮下ニ達スル創傷アリ

(ハ)、 右（または左一原二審判決書）肩胛及上膊部前面二三箇所、後面二二箇所ノ創傷アリ深サ或ハ皮下二或ハ筋質中二或ハ骨質ニ達ス

(ニ)、 左手部二三箇所ノ創傷アリ深サ骨質ニ達ス

(ホ)、 右前膊及手部二二箇所ノ創傷アリ

(ヘ)、 前胸部二箇所ノ創傷アリ

(ト)、 左胸部後面ニ大創傷一個アリ第五肋骨体ヲ長経ニ沿フテ切り且ツ又肩胛骨下角ノ一部ヲ切除シ深ク肺臓ニ達ス

(チ)、 右（または左一原二審判決書）臀部二箇所ノ創傷アリテ深サ皮下ニ達ス」

とされている。そして右検案書の記載（「都合二十三箇所ノ創傷アリ」としている点）によると、右は一応被害者B 1の死体に存したすべての創傷につきこれを摘記したものとして認められ、かつ、右創傷の種別も「皆切創ニシテ」としている点特段の事情のない限りこれに従つた理解をなすべきものと考えられる。

そこでこれら創傷をもとにその成傷器がはたして原判決の考へる前記のごとき兇器とみられるかどうかにつき、以下順次各鑑定意見につき検討してみることとする。

(B) A 2 鑑定

本件再審請求人の弁護人らは藁切のごとき兇器では右成傷は不可とするあらたな証拠として、E 1 3 大学名誉教授、E 1 4 大学講師医学博士A 2 作成の鑑定書を提出し、かつ同証人尋問を求めた。そこで右鑑定書及び当裁判所が取調べた右証言結果に従い右成傷の可否等について右鑑定意見の内容を以下検討してみる。右鑑定資

料としては、右兇器の関係では原一、二審判決書（写）と前記請求人提出のわら切り（符九号）一丁のみである。右鑑定書の記載によると、まずその結論としては、「被害者B1の死体に存する創傷は七首、小刀の類によつて作成されたものと考へられ」「本件兇器は、一、二審判決に証拠として引用されている押切の如き刃器ではないと考へられる」とされ、そして、その理由の骨子としては、「本件では頭部を深く割截し骨に九創もの打撃が加えられてあるのに、そのうちのひとつとして頭部を深く割截し骨の間から脳漿を流出させているというのを見ない、いやしくも本件が自傷の事件ではなく、他人による加害行為によつたものとすれば、これはそれだけでその成傷器が押切でないことを示すものである。本件の如き押切でなくても普通家庭にある小形の斧や銘の類であつてもこれが打ちおろすように使用される兇器であるところからこれらも亦本件の兇器としてはふさわしくないものである。押切の如き重量ある刃器による頭部割截による作用で、見逃がすことのできないもう一つの事象は、その重量から来る脳への波及力である。これはその殆んどの場合その当然の結果として脳振とう作用による意識消失が即座に発来する。従つてその打撃を受けた直後から対抗行動をとる能力が失われ、本件の場合にみる如く加撃を加えても尚加害者の足をつかみつづけ」（原判決中C1の供述参照）、「これによつて被害者が加害者ともども屋外にひきずり出されるということとは起り得ないものである。従つて本件兇器は頭部に打撃を加えても脳振とうを発来せしめぬだけの軽量であり、しかも短時間に身体に二三創も加え得るほどにハンディなものであると考へられ、これに適當なのは七首、小刀の類で、簡単に懐に収め得る種類のものである。如何に鋭利な刃器でも日本刀の如きものではこれにより割截は上に述べた押切の場合と同じ効果を発するし、また本件押切よりやゝ小形の斧、銘の類であつても、これにより頭部打撃は押切や日本刀の場合に準じた効率を示すものである。」というにあり、そして問題の本件創傷のうち左胸部後面の大創傷についても、この傷は「ただこの第五肋骨一本に限られ、しかも『長径に沿つて』とある記載は七首、小刀の類が肋骨の経過に沿つて刺入されていることを思わしめるもので、押切の類は勿論、斧や鉞などによる打ち下ろし的加撃ではまず出来難いものである。この同じ動作が『肩甲骨の一部を切除』していることもいよいよ上記の推定の確かさを裏付けるものである。その際の加害者、被害者相互の体勢について考へてみれば、これはおそくは加害者が被害者の体左側から、あるいは後方から中心に向つて刺入する動作によつて形成されたものとみられる。」というのであり、かくして結局、本件多数の創傷は「七首、小刀類の比較的小型の刃器により生成された刺創、切創、刺切創の類」とみるべきで、本件鑑定資料としてのわら切りのごときもののみならず、前記各種の刃物ごときものも含め、かかる重量大なる刃器により生じたものではないと考へられる、と結論されるに至っている。この点は当裁判所のA2証人尋問調書（検察官から右鑑定資料以外の数種の藁切を示されるなどして）一層明確にされている。右A2鑑定の主眼と特色は次の点にある。つまり（一）前記のとおりA6医師の検案書によると被害者B1の頭部には九個もの創傷があつてしかも内二個は骨膜、六個は骨質に達する深さのものであつたとされながらも、その内一つとして頭部を割截し、脳内損傷にまで至つているというものがなく、原判決書中C1の供述によると被害者は加害者の足をつかみつづけるなどしてその受傷の過程で脳振とうを惹起したとみる形跡もつかえない。これは、前記藁切、押切のごとき重量のもので成傷と考へるにははなはだ不合理である。そして（二）前記A6医師検案書中の被害者左胸部後面の大創傷も、肋骨体の傷は第五肋骨一本に限られて隣接肋骨への損傷を伴つておらず、しかも、「長径に沿つて」切りとあり、さらに肩脾骨下角の一部を「切除シ」て「深く肺臓」にまで達している点、兇器としては、むしろ七首、小刀類でその刺入による創傷とみるのが合理的であるというにある。

（C） A1鑑定

弁護人は、右A2鑑定同様本件兇器に関し押切、藁切とみるのは合理的でないとする鑑定意見としてE15大学医学部教授医学博士A1作成の意見書、鑑定書を本件あらたな証拠として提出し、かつ同鑑定人の証人尋問を求めた。そこで右意見書、鑑定書のほか当裁判所の取調べた同証人尋問調書等に従いA1鑑定意見につき以下検討してみるに、まず同鑑定資料としては、前記A2鑑定同様のもののみが示されたものである。右鑑定書等（但し以下括弧書は同鑑定書記載）によると、その意見の骨子は次のとおりである。つまり、右鑑定資料として示された請求人提出のわら切り（符九号）は鋭利な刃器ではあるが、かなり大きく重量もあり、「柄部を片手に持つて振り廻すことは不可能ではないが、両手で柄部を握る方が、振り廻し

強力を以て打ちおろすよな方法で同部に作用させることにより生じたとするのが
妥当であるとして認められ、その他の身体各部の創傷も同様な刃物によつてこれを生ぜしめること
が鑑定資料として提出された「刃物によるもの」と認められる。」（もつとも、前記のA2、A1
二グラム「程度のものが適切であると認められる。」）とされ、右もその理由の骨子をは前記A3
鑑定の資料とされ、とされている）とされ、右もその理由の骨子をは前記A3
鑑定と説明の仕方は異なるが、ほぼ同様に、被害者の左胸部後面の創傷を「割創」
とみることを中心に、その他理由を加え本件兇器を右のごときものと推論している
ようにみられる。

(E) 右A2、A1鑑定の評価と右A3、A4鑑定との関係は次の諸点では全
A2、A1鑑定で示される本件兇器の推論に關する注目すべき点は次の諸点では全
るといえる。つまり、A6医師の検案書の記載によると、被害者B1の死体には全
部で二三個の創傷があるとならざるが、左胸部後面の大創傷一個を除く他は
一部骨膜、また骨質に達するといふのはあるも、必ずしも大きく骨折、骨砕、裂断
等を伴い、深く体内損傷にまで至つていないとみられるような深基な損傷は一つ
個もの創傷があるとされながら一個は皮下、二個は骨膜、六個は骨質に達する
うにとどまり、一つとして頭部を割截し脳漿を流出させるなど脳損傷を伴うか
至つたものがなく、かつ脳振とうを惹起したとみられるような形跡も「皆切創
い、とう点である。右A6医師検案書の記載によると、右二三個の創傷は「皆切
ニシテ」とされている。この「切創」と「割創」の區別については後述する
も、前記「藁切」の形状、大きさ、重量等からすると、これを兇器として考
合、刃先端部の尖鋭の有無にかかわらず、通常は打ち下ろし、振り廻しの方
いられるものとみるのが自然であり、もし右藁切を兇器として考へるとした
右二三個の創傷はおおむね右藁切を打ち下ろし、あるいは振り廻しの方
際生じたものとみざるをえないこととなり、この点かき右藁切を突き刺す
用い誤つて身体を擦過して生じたなどの創傷を考へるとしても、ごく一部
に影響せず、そうだとすると、本件創傷二三個ものうち左胸部後面の大
除くそのがいずれも前記程度のいわゆる「切創」といふのはいか
にも不合理である。この点、たとえ、原一、二審判決書掲記の各証拠から
る被害者、加害者のあらゆる体位、状勢等を考慮に入れ、また本件のごとき
格闘ではかなりの当り損ね、防禦創の生ずることも考えられ、現には一回の
から左手部の創傷等防禦創とみられるものも少なく、さらには一回の打撃
り数個の創傷が同時に生ずる可能性もあり、その他被害者が当夜ま
帳、あるいはまとつていたかも知れない衣服等多くの諸事情を十分考慮
しても、なお右不合理性は払拭しがたく、右成傷が全く不可能とまでは
しても、その生じうる蓋然性はきわめてとぼしいものといわざるを
頭部に存する九個の創傷については、ともかく九回は兇器（刃部）が頭部
かの形で当つていことは動かさない事実であり、しかるに、うち一個も
伴うような致命傷がないということは、本件創傷が前記「藁切」のごとき
る兇器によるものでないことを明らかにするかなり決定的な要素であるとい
う。

右の点、まず検察官提出のA3鑑定によると、被害者B1の死体検案書のうち
「頭部における切創、右肩胛および上膊前面、後面、手部の切創には骨質に達す、
または達するものの記載があるから割創または割創にちかいものの存在も考
る」とされ、また左胸部後面の大創傷を除くその他の切創については右のごと
「割創」に類するものが存在したとも考えられるが、その「切創の大きさ等の精
記載なきをもつてこれに考察をくわへることは不可能である」とされ、ただ
し、被害者、加害者の暗夜の格闘の場合藁切のごとき「重量があり、かつ大、
な刃器の刃部の触接等によつては」右「各部の多数の切創も生じ得る可能性
ものと思はれる」とされている。しかしまず、右創傷の程度に關し単に「骨質
達ス」という記載があることから、死体検案をしたA6医師が「切創」と明記
しているのを「割創」と考へるには多くの問があり、なるほど右「切創」と
區別につき、A4鑑定書によると、現代の臨床医師でも法医学専門家がこの
區別して呼称する程には區別して記載しないのがしばしばであるとされてい
他面、「切創」「割創」という言葉はすでに明治時代の数種の法医学書のい

もこの名称が用いられているとされているわけ、現に明治四四年一二月刊行医学士E19著「E20」によると、切創、割創の区別につき「割創」は「重キ鋭刃ヲ以テ鉛直ニ裁割スルニ由テ生ズルヲ兼又」後害モ亦著シ、間々震盪症ヲ生ズルコトハ骨縁ヲ離開シ、多クハ骨ノ裂傷E21の検察官に對す供述調書、右A4鑑定書A6医師が、右兩者の區別を全く知らず、単に骨質に達するとは容易に首肯できざるのみある創傷をのみある鋭利な「触接等」といつても、振り下ろし、振り廻す式であり、加害者のごとき重なりにはずれることがあつても全体としてみれば前記のごとく計二三個、うち頭部には九個もの右兇器の「触接」があるわけ、これだけの「触接」があるばうち数回は相当の打撃を伴うかなりの創傷を惹起しているのではないかとみられる。

次にA4鑑定であるが、同鑑定では右の点につき、まず「1」、右臀部の創傷につき、A6医師の検案書では「深サ皮下ニ達ス」とあり「切創」とあるのにD13（当時一〇才、供述時七〇才）の検察官に對する供述調書中の「尻に大きな深い傷があり縦に切れて割れておつた、長さは六、七寸はあつたと思ふ」という供述を参酌し右につき「多分に割創的な創傷であつたかも知れないと考察せられる」とされているが、右D13の供述は当時の年令等に照らしうてい信用できるような類のものではなく、右A6医師検案書の記載に従い可能な理解にとどめるものといえよ。また「2」、本件創傷のうち肩胛及び上膊部前面、後面の創傷について「割創」と呼ぶべきものがあるのではという「一応の疑問が残る」、とされて、さらに「3」、その他の左胸部後面の創傷を除くその余の創傷については、「その他の創傷中にもなお、頭部において深さ骨膜に達するもの二個、骨質に達するもの六個、左手部において骨質に達するもの三個があつた旨が一審判決書に記載せられているが、頭部のものではそれらが頭腔内ないし脳に達したものとと思われる証跡は無く（脳に達している程度のもので検案医師の記載においてそのことが脱漏するとは思われず、また後述する本人の受傷当時の行動からそのような重大な脳機能障害が起るような受傷があつたとは考え難い）、また手部の骨質に達する創傷も手指切断の程度に達したかどうかは不明であり、いずれにしてもこれらの程度の骨質に達する創傷は七首短刀、刺身包丁、時には大型ナイフ程度の刃物でも、それらが多少強く接触すれば、殊に鋭刃であれば必ずしも発起不可能とも思われないので、これらの創傷が一様に『切創』と記載されている点について、ここでは特に多くを述べた必要はないものと考へられる」とされている。右「3」の点は、右創傷の關係のみを部分的に切り離して考えれば、説明の抑揚、観点こそ違え、前記A2、A1鑑定で指摘される点と同旨にわたるとみられるような点も少なくないように思える。のみならずこの点は、むしろ本件で最も問題とされるべき右頭部の創傷につき、これらが単に「七首」等の類の刃物でも「発起不可能」とも思えないとされるにとどまらず、さらに肝腎の前記藁切のごとき重量のある兇器での成傷としてみれば、場合、はたして合理的であるとみられるのかどうかにつき十分な解明がなされるべきであつたと思われるのに、この点鑑定結論としてただ可能とされているのみで、鑑定書中遂にどこにも十分な説明を見い出すことができなかつた点、右鑑定結論にもこれを首肯するに躊躇せざるをえないところである。

ところで、右A3鑑定でも、A4鑑定でもその説明されているところを熟読玩味するに、要するに根本は、A6医師検案書記載の左胸部後面の大創傷が「切創」というよりむしろ「割創」とみべきものだということに端を発し、まずこれはかなり重量のある刃物（A4鑑定書では「五〇〇グラム以上あれば一応〃割創〃を生じ得る程度大型刃物」とされている）によるものとみるのが妥

当であるとして、うえ、これからさらに他の創傷についても右同一刃物ではこの成傷の可
能性を検討肯定して行くという形がとられたいかのように思える。さ問は、この左胸に重
部後面の大創傷である。A6医師もおそれるが、右大創傷に災いさ。刃物では、本件可ナリ
つき結局「兇器ハ柄ヲ把握シテ強カヲ加ヘ得ルナリ種類ノモ。たしからずと、特
キ重量ヲ有スルモノナルヘシ」とし、その創傷の部位、態様、程度等も右の点でD14一
で詳しく説明されているとおりに、この創傷は少なくない（もつとも右の点で参酌するの
「肩胛骨下角ノ一部ヲ切除シ」ていることなど、昭和五一年一月七日付検察官調書を参酌す
刃物で成傷したのではないかとみ余地は少ない（もつとも右の点で参酌するの
時一五才、供述時七五才一の昭和五一年一月七日付検察官調書を参酌するの
でない）。しかし右は他面、前記A2鑑定で指摘されているわけ、第五肋骨自体をい
ヲ長経ニ沿フテ切り」「深く肺臓ニ達ス」とされているまま、深く肺臓に達しているとい
粉碎し、また他の肋骨体及びぶなどの事態もなま、深く肺臓に達しているとい
うものであつて、その創傷の態様等からすると、むしろ前記藁切のような大型の重
量のものともみられるし、A6医師の「皆切創ニシテ」という用語の意味にもよ
るものとみられる。

しかしこれはともかくとして、本件創傷の成傷器につき勘考する場合、原一、二
審判決の記載中C1の供述による限り、本件兇器は一つとみざる場合、原一、二
そのような判断の上で立つて犯行事実を認めているものとみざる場合、原一、二
もしこの前提で考えるとしたら、右二三個の創傷すべつとみざる場合、原一、二
個の兇器による成傷の過程としてみればたしどつとみざる場合、原一、二
がもつとも合理的であるかという全体的観点で判断しなければ兇器の推論として妥
当でないということになる。もつとも、原判決中右C1の供述を離れれば兇器の推論として妥
件創傷からしてその兇器につきこれを一個とみななければならぬ必然性はない。し
かしもし、これを一個とみるとしたら、右C1の供述の信用性はとらざる。し
失い原判決認定の構造もそのこと自体で根底から覆えざるをえないこととならう。
これはともかく今右兇器を一個とみるとした場合、たしかに前記左胸部後面の大創
傷は、これをなんらかの兇器による振り廻し、振り下ろし等いわけば切りつける方
で成傷したとみると、ある程度重量のある刃器でないとならぬのではないかと
いう疑念は一応うなづける。しかし右創傷も前記A2鑑定でいう「刺切創」（実
の起り得る行為の態様としても、創傷の部位からして蓋然性はとぼしくない）とい
う見方をすると、必ずしも重量のあるものでなくとも比較的軽量な刃物で大きく作
用力を及ぼすことができ成傷可能であるともみられるのみならず、前記のとおり右
創傷も他の肋骨体をなんら損傷するころもなく単に「第五肋骨体ヲ長経ニ沿フテ切
り深く肺臓ニ達」している点等、むしろ藁切のごとき大型で重量のある刃物によ
ものともみられるし、もつと鋭薄小型で軽量な刃物による刺切創とみるのがふさわ
のではないかという推論も十分首肯しうるものとしたら、前記その余の特
創傷等からする全体的な考察からして、結局、本件兇器は、前記藁切のごとき大型
で重量のものではなく、もつと小型で軽量の鋭利な刃物、つまり通常打ち下ろし、
振り廻しても前記頭部割裁等を生じない程度の重さ（おおむね二〇〇ないし重くて
も三〇〇グラム前後をこえないくらいと考えられる）のもので右刺入も可能なる態
の刃物であるともみられるべく、この趣意に出たA2、A1鑑定、特にA2鑑定は
に合理的であるといわざるをえないこととなる。

いずれにしても、本件創傷のうち特に頭部に存する九個の創傷は、本件成傷器に
つきそれが前記藁切のごときのものでないことを推論するかなり決定的な因子であ
り、この点を中心に、本件二三個の創傷からしてその成傷器の蓋然性に
つき、本件兇器は原判決の認定する前記藁切、押切のごときのものであるとす
るA2、A1両鑑定の指摘はきわめて重要で、かつ高度の合理性を有するものとい
く、兇器を一個とみるにせよ、二個とみるにせよ、原判決の認定する前記立証構
等からすると、右A2、A1両鑑定の本件兇器につき提起した重大な疑念は、原判
決認定の基礎となつたC1の供述の信用性、ひいては原判決の有罪認定に多大の影
響を有するものであることは否定しがたいものといえる。検察官提出のA3、A4
両鑑定も右疑念を十分解消するものではない。

二、A5の血痕鑑定について

A5の血痕鑑定が原判決中かなり重要な意味をもつたであろうことはすでに前述
のとおりであるが、この鑑定結果につき請求人からあらたな証拠として提出援用さ
れた各鑑定書等につき以下検討するにあたり、まずその前提事実として、右A5鑑
定の鑑定資料となつた原判決挙示の「証第九号筒袖衣服」の押収された日時及びA

5 鑑定を経緯、方法について以下検討することとする。

(一) 本件筒袖衣服の押収の時期

原一、二審判決は、その記載によると、C1の供述するところに従い、請求人は本件犯行の当夜右A5鑑定の資料となつた「証第九号筒袖衣服」を着用していたものと認めている。請求人はもとより当初からこの事実を否定しているが、このことは原一、二審判決の記載自体に徴しても明らかとなつており、ただ請求人の原一、二審公廷における供述記載によると、右「証第九号筒袖衣服」(襦袢)は請求人の父D8の仕事着であることが明らかにされている。

そこで、右筒袖衣服がはたしていつ押収されたかという点であるが、まず原判決の記載によると、請求人の第二回豫審調書中「自分ハ」七月十四日鯛二尾ヲ式拾錢ニテ買ヒタルコトハ相違ナキモ壹円札ヲ出シタル覚ナキ旨」の供述記載、D9の聴取書中「大正四年七月十四日二十四五才ノ男ニ小鯛二尾ヲ式拾錢ニ売リ壹円紙幣ヲ受取り」云々の供述記載、また、請求人の原二審公廷における供述として「私ハ同年七月十八日西市警察署ニ引渡サル、時金七円拾錢在中ノ箱ヲ父D8ニ預ケタルコトアル旨」の供述記載、さらにはまた、D8の第一回聴取書中「七月十七日頃C2カ西市警察分署ニ連行セラル、時金七円拾錢入ノ薬箱ヲ密ニ私ニ預ケタリ」の供述記載等があり、これらによると、まず、右七月一四日までは請求人には捕はもとより捜査上強く嫌疑をかけられるようなこともなかつたものとみられることと、逮捕されるに至つたのは少くとも右七月一七、八日以降ではないかとみられることなどが推知される。そしてさらに、請求人自身が本件第一次再審請求以後述べるところによると、請求人各作成の昭和三年三月三〇日当庁受付「再審請求の申立の追加申立」書、同年四月九日同受付「申立書の追加事項」書、同年五月二日同受付「再審請求申立書の第六次趣意書」、同年七月一日同受付「再審請求に関する第七次趣意書」、請求人速記録、当裁判所の請求人尋問調書等では、請求人は貫して、逮捕されたのは七月二五日であり、かつ請求人の父D8が当時着用していた「証第九号筒袖衣服」を押収されたのはその後で、右押収された経緯を知つたのは請求人が本件服役仮出所後母から聞いてである、と述べている。しかし右のことは請求人のおよび右押収の日時を十分明確にするにはできない。そこでさらに、他の関係資料をも合わせ参酌しながら検討してみると、まず、原一、二審判決書の記載及び第一次再審請求におけるD1証人尋問調書、同速記録によると、請求人が逮捕されるに至つたのは共犯とされるC1の供述によるもので、したがつて右請求人の逮捕及び押収の時期は、少くとも右C1の逮捕後で、しかも後述するD1夫婦逮捕の一件後であろうとたやすく推知されるものであるところ、さらに他の関係資料中特に弁護人、検察官双方提出の当時の各新聞記事(内容につき全面的に信用することはできないが、その性質上、日時関係、また簡明、単純な記事についてはある程度措信できるものと考えられる)によると、大正四年七月二七日付同月二八日付E6新聞各夕刊の記載によると、C1は本件犯行後下関方面に逃亡中であつたところ、七月一八日帰宅し、同人が逮捕されたのは七月二二日であり、そして請求人は右C1の自白により共犯者とされて七月二六日逮捕されるに至つたものである旨の記事のあることがうかがわれるところ、同記事については、その余の大正四年七月二七日付E2新聞中にも、七月二二日嫌疑者としてC1、請求人「両人を検挙し西市分署に留置する」旨の、また、同年七月二八日付E7新聞中にも、右「両人の所為なることを検挙し二二日西市警察分署に引致の上引続き取調中にて」の記事があり、これは右E6の記事に少くともC1の関係では符合し、さらにはまた、大正五年二月九日付E7新聞中には、原一審の最終公判での検事論告後の被告人としての供述で、請求人は、「証拠の衣類は父の所有物にして其の血痕のごときも数年来着衣せるより如何なる場合に附着したるものなるや自己の知らざる庭となり初めより証拠品として押収されたるに非ずしてC1の自白により而して後家宅搜索の結果押収されたるものなれば何等有力なる証拠とならず」と述べた旨の記事があることなどからすると、結局、C1が逮捕されたのは七月二二日であり、その後同C1の供述によるD1夫婦逮捕の一件があつて、さらにその後、ほぼ前記請求人が述べる七月二五日ころ請求人逮捕に至つたものではないかと推知され、請求人が述べる七月二五日ころ請求人逮捕に至つたものではないかと推知され、「証第九号筒袖衣服」の押収も右請求人逮捕と同時ころか、その後であろうと推知され、同押収がいかに早くみても少くとも右C1逮捕の七月二二日以前でないことが明らかなものといえる。ただ、前記原判決書の記載、また請求人の述べるところ、さらには右各新聞記事によると、請求人は、請求人、また右C1逮捕前に二、三度本件で任意警察の取調べを受けているような事実がうかがえるが、しかしその間に、請求人のものでなく父D8の本件衣服まで押収され、さらに少くとも、同衣

服の「表面ニ附着セル斑点」につきすでにA5鑑定の依頼までなされていたなどとは、右逮捕の経緯、また後述するA5鑑定の際の経緯などに徴し、まず考えられないところである。

(二) A5鑑定の際の経緯、方法

第一次再審請求の際のA5証人尋問調書によると、検事局の嘱託医A7が横一五センチ縦一九センチ程度の血痕の附着した木綿の布片一つをもつて来て「これは人間の血液か動物の血液かをみてその結果を鑑定書として出してくれ」と頼まれたので、それで「血痕のついてる所を鋏で切り取り生理的食塩水にひたして置いて血痕の食塩水にして顕微鏡で血球を見た訳です。血球が人間のものと動物の違うので、その結果を鑑定書に書いた訳です」と述べ、さらに右方法につき具体的には、布切の血痕の附着部分の一部小指の先くらいの大きさを切りとつて直径一〇センチくらいの食塩水を入れたシャーレにつけて溶かし、それを顕微鏡で検査して人血であることを判定したものである旨述べており、さらにA5速記録(鈴木弁護士聴取録音テープ)によると、嘱託医A7から何かから切りとつた小さなきれ地をもつて来て「これは動物の血液か人間の血液か鑑定してくれと頼まれ」「顕微鏡で鑑定したいのです。それで顕微鏡鑑定の結果、動物の血液じゃなく、これは人間の血液だということに鑑定書を書いたと思います」、それは「食塩水にとかしてそれで血球を見たんです。血球は動物の血球と人間の血球と違いますからね」と述べていることがうかがわれる。そして原一審判決書掲記のA5の本件衣服等に「附着セル斑点ハ動脈ノ切断ニヨリ迸出セル血液ノ附着セルモノト思フ」旨の供述記載については、右A5証言等では、かようなことは血液そのものでなく少くとも布片等に附着した血痕に関する限り解る筈がなく、自分はかような証言をしたことはない、と述べ、もつともこの点には、もともと自分は右血痕鑑定につき山口地方裁判所に証人として出廷したことをさえない旨、かなり明確に右事実を否定して、この点まことに奇奇怪怪の感を免れない。これはともかく、右証言、速記録によると、A5医師の鑑定方法は、ほぼ、血痕と思われる斑点の附着した布片の一部をはさみで切りとつてこれをシャーレに入れた生理的食塩水につけ、血球様のものを溶かし出し、これを載物ガラス板上にとり顕微鏡で検査する方法によつたものとみられ、A5医師は右溶出した液の中に血球の存在を認め、かつ同血球はその形状、大きさ等から人間以外の他の動物のものと異なるものとして、「人血」と鑑定するに至つたものと考えられ、右A5証言等は、その証言等の時期、内容などからにわかに措信しがたい点も少なくないが、右鑑定の当否は別論、少くとも本件鑑定につき後述する血球観察法によつたものとみられることは明らかなものといえよう。右A5証言等によると、本件A5鑑定につき、右以外の方法を別に、あるいは合わせて試みたことをうかがわせるような供述はその片鱗すら存しないが、A5が、右以外の方法をとつたかどうかについては、本件あらたな証拠としての各鑑定書等の関係でさらに後に詳述する。

(三) A1意見書、同鑑定書、A2鑑定書、A3鑑定書、A4鑑定書、A1、

A2各証人尋問調書の検討

(A) 「人血」であるとするA5鑑定の当否

右A1、A2、A3、A4各鑑定書及び当裁判所のA1、A2各証人尋問調書のほか同A3証人尋問調書をも参酌し、これらを総合すると、「1」、大正四年のA5の本件鑑定当時、衣類等に附着した人血を疑わせる問題の斑痕につき、これがはたして「血痕」かどうか、「血痕」としたら「人血」か否かの判別法としては、血球観察法(赤血球証明法)というのがあつて、その方法は具体的には、右問題の斑痕を一部切りとりあるいは削りとつてこれを載物ガラスの上のせ、これに生理的食塩水を加えて若干の時間をおき、もしこれがなんらかの血痕であるということなら右血痕中の赤血球が溶出、分離するので、これを顕微鏡下で観察して、まず、右斑痕は人を含むなんらかの動物の血液に由来する「血痕」であることを明らかにし、そしてさらに、右動物の赤血球は、人を含む哺乳動物のそれは円形で無核であり、その他の鳥類、魚類、爬虫類等のそれは楕円形で有核であることから、まずこれを区別し、さらに右赤血球の大きさ(直径)は同じ哺乳動物であつても、人、犬、猫、牛、馬等それぞれ種別によつて異なり、人間の血球は最も大きいとされていることからこれを顕微鏡下で計測して「人血」か否かを鑑別するという方法であるとされていること、「2」、そして、この方法は明治時代のわが国法医学の開祖とされるE22の明治二三年の法医学提綱上巻の記載をはじめ、すでに明治末期から大正のはじめにかけての各種の法医学の主要文献にはほとんど掲載されていて、単に法医学専門家のみならず、多少とも法医学に興味をもち鑑定等に従事しようとするものなら広く地方在住の医師程度でも少くとも右血球観察法の存在方法につい

てはかなり周知されていたものであるとみられること、「3」、しかし、右のごと
き血球観察法はすでに右E22の当初の文献でさえも、問題の斑痕が「血痕」かど
うかの判定の方法とどうかの判別法として「人血」とされ、またほとんどの場合、
難シト雖モ必ズ為シ能ハサルニ非ス」とさすみやかに乾固して血痕となり血球は萎縮、変
形して原形をとどめなくなるのといくらず不可なり、右哺乳動物間の大きさの相
違もごく微小なものであることなどから、右「人血」判別もきわめて不
確実あるいは不可能ともみられるところ（これらとの関係はA2鑑定書でも「採血
直後の新鮮血球について、その大小により種属を決定することは至難の業である。ま
個々の血球について、その大小により種属を決定することは至難の業である。ま
てや血痕とあれば乾固した後の血液であり、これは正常の形の赤血球を復活させ
ることは絶対に不可能であるとしてよい。これはそのために考案された種々の膨脹
液を用いても同じことである。」とされている）、大正四年の本件当時右血球観察
法が「血痕」かどうかの実性検査の一方法として、なら格別「人血」かどうかの判別
法としては、少くとも法医学専門家の間ではほとんど信用できない方法として考
えられていたこと、そして当時の「人血」かどうかの判別法として別々にウーレン
ト氏法（生物学的検査法）というのがあり、これが当時の「人血」鑑別のための
唯一の方法であつたとされ、ただし、これは「血痕中に含有される蛋白質の種属
を生物学的方法（血清学的方法）によつて決定、血痕の種属を推定する方法」（前
記A2鑑定書）であつて、そのためには家兎を利用して作成される沈降素血清（人
血清に対する抗体）を必要とし、その作成にはかなりの時間と技術を要することな
り、E13大学法医学教室等きわめて専門的なところでのみ、しかも右抗血清製
造に多大の日時を要して右「人血」鑑定に用いられることはあつても、後述する
歴及び状況にあるA5医師程度のものであることは当時右ウーレント氏法を用
くことはまず絶対に不可能であつたとみられること、などの事実が認められる。以
上の関係は、右四名の鑑定人の各鑑定書及びうち三名の前記各証人尋問調書に照
らすとき、その表現等において特にA4鑑定書においてはかなり違つて、右主
意はほとんど異論をみないところといえよう。

そこでこれらからしてさらに、前記第一次再審請求におけるA5の証人尋問調書に
等々を今一度参酌しながらその本件当時における鑑定方法及びそのA5の履歴書
つき勘考してみるに、まず、右証人尋問調書及び本件記録中そのA5の履歴書
山口地方検察庁下関支部長作成の医師A5の経歴等調査結果について（報告）、E
23雑誌E24号（一部、写）、E13大学医学部長の照会回答書、A8の検察官
に対する各供述調書（二通）、A4鑑定書（昭和五年七月十五日付A4鑑定書を
含む）、同年六月十九日付A2鑑定書、等によると、A5は明治二九年四月
に合格、明治三三年四月より一ケ年間E25大学医科大學衛生学撰科生として在
籍（その前約二ケ月間は同産科学婦人科学撰科生としても在籍）、明治三四年
より約一〇ケ月間右衛生学教室介補嘱託として在職、その後、東京市技手、同
市衛生試験所技手、E26院長代理、神戸市技師等を経て、明治四一年七月より
下関市立E27病院院長兼下関市技師兼同市医に、明治四三年四月下関市E28所
長兼技師兼任等の経歴を有するもので、大正四年一〇月から右公職を辞して下
関市内で医師（内科、小児科）として医業に従事していたものであり、そして
また本件鑑定当時は、A5の右証言では大正四年八月右下関市立E27病院
院長をやめる直前ころであつたとされ、当時年令三九才であつたことが明
らかであり、そしてさらに、A5医師が東大国家医学講習科（同講習科目に法
医学を含む）に入学していたかどうかは必ずしも明確でないが、本件鑑定
当時E23雑誌を閲読していた様子（A5医師が婦人膣内内容物等から精虫、淋
菌の顕微鏡的検査を行つたとする「細菌学的検査ニヨル殺人事件ノ鑑定例」
と題する鑑定例報告をしている事実があり、しかも、右E23雑誌は、A2
鑑定書によると、明治年間から大正の本件当時ころにかかけ血痕鑑定
等「当時この種の論文の唯一の発表機関誌であつた」とされていること
などがわかれ、これらからすると、A5医師は特に細菌関係については相当
の知識を修得していたとみられるとともに、法医学（物体検査等）につ
いてもある程度の興味をもつて、特に右E28等に関連して顕微鏡を操作する
知識、技術についてはかなり

専門的なものを体得していたのではなからうかと推知する余地も大きい。前記のとおり問題の斑痕につきそれが「血痕」で「人血」であることは、前記の赤血球を顕微鏡下で観察して識別するといふ方法があつて、当時の「人血」の識別についてはかなり困難、ほとんどの不可とまで記載はされておらず、前記E22の法医学提綱の記載によるものと大正三年のE22の鑑定書とを比較すると、現にA2鑑定書によるものと大正三年のE22の鑑定書とを比較すると、ト氏法のほか赤血球証明法を用いていない点で同鑑定結論の信用性は、他にとりうる方法もないまま、顕微鏡の操作にはかなり習熟していたとみられることもあつて、本件鑑定にあたり、前記のごとき血球観察法によれば、「血痕」であることのみならず「人血」の判別も不可能ではないのみか、むしろ比較的容易に可能であるとさえ考え、前記の認定のごとき顕微鏡下で血球を観察する方法より「人血」の判定にまで至つたものであろうと推知され、もとよりA5医師が右鑑定にあたり、ウーレンフト氏法を用いていない点で同鑑定結論の信用性は、経歴をいかに考慮に入れても、同証言、速記録のほか、前記本件A2その他各鑑定書等により明らかにされた事実を徴しきわめて明白なところといえる。右鑑定書のうち「第九号筒袖衣服ノ表面ニ附着セル斑点ハ」との記載自体から、右鑑定が衣服附着のいわゆる「血痕」につきなされたものであることは明らかで、同「人血」鑑定が右問題の「血痕」につき血球観察法のみによつてなされ、ウーレンフト氏法を用いていない点で同鑑定結論の信用性は、まず皆無に等しいものをえざるをえない。

(B) 「血痕」であるとするA5鑑定の当否

次にA5鑑定の問題の斑点が「血痕」であるとしている点であるが、前記のとおりA5の証人尋問調書、速記録によると同A5医師は本件鑑定につき血球観察法のみによつたもののように述べ、その他の方法によつたことをうかがはせぬ。右鑑定は、前記の片鱗だに存せず、少くとも「人血」鑑定については右方法のみによつたものと認め、むべきことは前述のとおりであるところ、今かりにA5医師が「血痕」であることと鑑定についても右方法のみによつたものとしてその鑑定結論の当否について検討してみれば、まず前記のとおり、本件問題の「証第九号筒袖衣服」が押収されたこと、前記の七月二二日より後であろうとみられるところ、これらからすると、鑑定依頼、鑑定の所要日数等もあり、これらを一応すべて除外するとしても、右鑑定は本件犯行日以後少くとも一日以上は経過した後であることとみざるをえない。この点については、当時の記録がないため手続上の関係書類で明確にするのができないが、前記他の関係資料により十分肯認しうるところと考へられる。この点については、前記のA2鑑定書によると、A5医師の用いた生理的食塩水で血球を溶出する方法では、「その血痕附着が極めて微量」な場合「附着後数日以上を経過したものに於ては」「絶対に血球らしきものの証明は不可能な筈」であり、「いかに大量の血液が附着したものであろうと衣服に附着の血痕は一週日でも経過すれば生理食塩水でそのなかの赤血球を浸出遊離させることは絶対に不可能であり、これを顕微鏡に捉え得る筈」はない、とされ、同鑑定人が一ぜ片に血液を相当量に附着させ、附着後日を逐つて検査した成績による実験結果によると「経過二十四時間にして完全な血球の遊出は不可能となり、これについて病理組織学的検査法に則り、エオジン液で血球部分を染色してみるも、一日経過したものは、エオジン液に紅染する血球を認めるがそれらは著しく変形し、しかも二、三個あるいは多数個が集団をつくつており、四日以上経過のものについてはA5医師の述べる方法を施行しても一個の赤血球の証明も不可能であつた」とされ、結局A5医師の鑑定結論につき「ことのような場合しばしば遭遇する血球様の形態物を捉えて安易な断定を下した」ことによるものであろうとされ、さらに右の点、当裁判所のA2証人尋問調書によると、右血球様の形態物については、空気中に飛んでいるゴミ、繊維の小さな粒、その他仕事着ならホコリや何やら沢山ある、とされており、さらにまた、右の点は、検察官提出のA4鑑定書でも、血球観察につき「これは血痕が附着後極く間もない時でないとその血球としての識別は甚だ困難であり、時日を経過すると、血球の萎縮、変形あるいは分離不能等の事情のため、さらには該斑痕の附着せる衣類、刃物その他の器物自身の付加物、異物、塵片等との紛れのため、結局は血球として識別

することが不可能となるものである。」とされ、この参考のため、同鑑定人が目の
つまつた日本手拭上と遮光した箱の中という実験結果によつて、「付着後の有核等）を
室温約二〇度前後で加えたものを観察するといふと、赤血球で無核、白血球でも多く、
理的食塩水の血球の特徴（その球形、中凹み、赤血球で無核、白血球でも多く、
は一応、血球と判定し得るが、付着後三日とすれば、第五日以降では、予めそれ
認め血球と判定し得るが、付着後三日とすれば、第五日以降では、予めそれ
その特徴を失い、辛うじて血球と判断し得るに過ぎず、第五日以降では、予めそれ
が血痕であると判つておればどうかとされて、右A2鑑定とほぼ同旨の結論が述べられ
別ないし判定不能」であるからすると、本件の場合、問題の筒袖衣服付着の斑点（斑点
点とあるから微量であつたとも考えられる）は、もし犯行時のものとすると、鑑定よ
時まではすでに少くとも一日以上は経過しているわけ、A5医師がその述べよ
うな方法では顕微鏡下に血球の存在を確認しうる筈がなく、したがつてA5医師
は、もし右血球を見出したとすると、それは前記A2鑑定で指摘されるようにあつ
るいは血球様の形態物をとらえて血球と誤認し「血痕」であるとの鑑定にまで至つ
たものか、そうでなければ、右付着の斑点は犯行当日のものでなく、それ以後の鑑
定時にもつと接着したころのものではなかつたかとみるべき蓋然性がきわめて強い
こととなり、いずれにせよ、A5鑑定のうち右「血痕」であるとする点の信用性も
有罪認定上ほとんど皆無に近いものとならざるをえない。

もつとも、A5医師については、その前記経歴等からして、本件鑑定時の血球観
察にあたり、生理的食塩水のほか、当時使用可能なホフマン・パチニ氏液、ウイルヒ
ヨ一氏液等各種膨脹液のいずれかを用いたのではなからうかという疑を生ずる。し
かし、第一次再審請求におけるA5証人尋問調書、同速記録では右使用をうかがわ
せる全くなんらの供述もないことはすでに前述のとおりであるうえ、さらに当裁判
所のA3証人尋問調書では右パチニ氏液、ウイルヒヨ一氏液等は専門家でないA
5医師では使えないであろうとされていること、また、昭和五一年六月九日付A
2鑑定書では、右膨脹液の使用は可能であつても、これを用いての他の類似形態物
との鑑別能力を具えるには相応な経験、特殊な予備的習練を要するとされているこ
と（E29著大正一五年の「E30」では、「コレ等ノ赤血球検査ニ際シテハ、種
々ナル植物ノ孢子カ屢々其ノ形（金米糖様）及ビ色彩（燈黄色）共ニ乾血球ノ膨大
セルモノニ酷似シテ、判断ニ苦シマシムコトアルヲ忘ルベカラズ」とされてい
る）、などからすると、A5医師が右各種膨脹液のいずれかを用いたとみることは
難しいように思える。ただ、この点は、かりにA5鑑定で、右膨脹液のいずれかを
用いたとしても、右昭和五一年六月九日付A2鑑定書のほか同鑑定人作成の同年
七月六日付回答書によると、付着後四日も経過したものについては、右膨脹液を用
いた液中に赤血球を遊出せしめて血球の存在を証明することはきわめて困難もしく
は不確実で、いわんや本件のごとく、すでに鑑定までに一日以上も経過する単
なる斑痕につき、少くともA5医師では、赤血球の存在を確実に立証して「血痕」で
あることを鑑別することはまず不可能であつたと認められ（なおこの点、後に検
官提出の昭和五一年七月五日付A4鑑定書によるも右推認を左右するものではな
いといえるが、同鑑定書でも、A5の経歴等からする顕微鏡下での血球検査能力に
関連し、「ここで特に考へるべきことは」、この検査能力が一応あるとしても、
「単に検査し得る」ということだけでなく、「法医学的考慮の下に」検査し得るかど
うかという別な視点があるという点だとされ、この「法医学的考慮」の一つとして
は、「検体中に混在するおそれのある塵埃、微細粒子、特に花粉、カビ孢子、気中
浮遊のプランクトン類など、その他血球と紛らわしいものを充分識別すること」な
どで、これについては「経験もしくは練習が積まれていること」が必要であり、前
記A2鑑定のこの点に関する指摘は正しいものとされたうえ、「そういう意味で
は、A5が厳格な意味で『血液、血痕の法医学的検査』に慣れていたといえるか、
は疑問であると考えられる。」とされている）、したがつて、本件A5鑑定書中「血
痕」であるとする点の信用性は、前記膨脹液を用いなかつた場合とほとんど差
を生じないこととなる。なお、本件A5鑑定にあつては、原判決の記載に徴する
と、問題の筒袖衣服は請求人の父D8の仕事着であつたことが明らかであり、ま
た、本件当時は七月という気候的にもかなり高温のときであつたとみられること
などからして、右A5鑑定の血球判別も一層困難な状況下にあり、同判別を誤る
性も強かつたとみざるをえない。

ところで次に、A5鑑定につきなお考えてみなければならぬ点は、その「血
痕」であることの鑑定につき、はたして「血球観察法」のほか他になんらの方法も

り、あらたな弁解らしいものの追加をみないという点である。この間の経緯は原一、二審及び上告審各判決書の記載のほか、第一次再審請求以来裁判所その他に提出された請求人作成の各書面、また裁判所その他での請求人の各供述を仔細に検討すると、前記当時の各新聞に掲載されている当時の一審山口地方裁判所での各記事と照合すると、その主張が数一〇年もの才月を経てなお符合するのに一驚を禁じえない。請求人はその当裁判所でその供述中、弁護人から請求人の当時の経済状態につき、窃盗の動機がないとする趣旨か、当時余り困つた状態でもなかつたのではないかと再度尋ねても、どうしてもそうではないといい張つて譲らない等、請求人の述べるところの真实性をうかがわせ一端ともいえよう。

これら諸関係は請求人の主張の真实性を判断するうえで考慮すべき重要な点であるといえる。

第七 結論

以上、請求人が本件あらたな証拠として提出、援用する各証拠のうち、特に、A1意見書、A1、A2、A3、A4各鑑定書、A1、A2各証人尋問調書を中心にして、原判決の問題点を検討するとともに、右あらたな証拠が原判決の有罪認定に及ぼす影響につき勘考した。前記のとおり原判決が請求人を有罪とした最も主要なその骨格ともいえるべき証拠は、C1の供述とA5鑑定であり、しかも、右C1の供述中請求人と本件犯行を結びつける重要な客観的事実、本件兇器押切・藁切(刀)に関する点と請求人の当夜の着衣に関する点であるとみられるところ、前記A1、A2各鑑定、特にA2鑑定では、被害者B1の創傷からして右押切・藁切(刀)が本件兇器でないきわめて高度の蓋然性のあることを明らかにし、また、A1、A2、A3、A4各鑑定は、右A5鑑定書中問題の請求人の当夜の着衣とされる衣服に附着する斑点が「血痕」にして「人血」なりとする点につき「人血」であるとする点も鑑定としてはほぼその信用性は皆無であり、また、右「血痕」であるとする点も鑑定としてはその信用性に多大の疑念のあることを明らかにしたものである。結局これらが、C1の供述の信用性、ひいては原判決の有罪認定に重大な影響を有するものであることは否定しがたいものといえるべきで、このうえさらに、前記原判決自体から生ずる多くの疑念、D1夫婦逮捕の一件より生ずるC1の供述の信用性に関する疑念、また請求人の今日まで六〇年の長きにわたり寸毫も犯行を認めない一貫した行動等をも合わせ考慮するとき、右あらたな証拠により生ずる原判決の有罪認定についての合理的な疑は、一層大きく、かつ鮮明なものとならざるをえない。かくして、原判決をなした裁判当時、かりに右あらたな証拠としての各鑑定書等が提出されたとした場合、右D1夫婦逮捕の一件等その余の関係を加味するまでもなく、原判決の請求人に関する有罪認定には多大の合理的な疑を生じ、遂にこれを払拭しがたく、有罪の言い渡しにはとうてい到達しえなかつたものと断ぜざるをえない。

しからば、請求人があらたな証拠として提出援用する各証拠のうち、右A1意見書、A1、A2、A3、A4各鑑定書、A1、A2各証人尋問調書等は、所詮旧刑訴法四八五条六号所定の無罪を言い渡すべき「明確ナル」かつ「新二発見シタル」証拠にあたるものといえるべく、よつて請求人のその余の再審請求「原由」につき判断するまでもなく、本件再審請求は理由あるに帰し、同法五〇六条一項に則り再審開始の裁判をなすべきものとして主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 高橋文恵 裁判官 渡辺伸平 裁判官 横山武男)